

63	福祉保健局	障害者の地域における自立生活の支援
事業概要	<p>長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤を充実させる。</p>	
これまでの経過	<p>いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するため、平成16年度から2年間、退院促進支援モデル事業を実施し、平成18年度からは「精神障害者退院促進支援事業」を開始した。</p> <p>また、平成18年1月に、区市町村が主体的に取り組むサービス基盤の計画的整備を積極的に支援するため、平成18年度を初年度とする「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン（以下「3か年プラン」という。）」を策定した。</p> <p>さらに、3か年プランについて、障害者自立支援法に基づく第1期東京都障害福祉計画において、区市町村が平成23年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう拡充を図った。</p>	
現在の進行状況	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、「障害者地域生活移行促進事業」を、平成20年度から新たに開始している。</p> <p>精神障害者の地域生活移行への取組として、平成18年度から実施している「精神障害者退院促進支援事業」は、入院中の患者に対して退院に向けた働きかけを行うとともに、退院後の生活の安定に必要な支援を行う地区を、東京都障害福祉計画に基づき、年度ごとに拡大して実施し、平成20年度は12か所で実施している。</p> <p>また、地域生活基盤の充実としては、第1期東京都障害福祉計画で拡充した3か年プランにおいて、すべての障害者が可能な限り地域で自立して生活できる社会を築くことを目指し、具体的な整備数値目標を掲げ、地域における居住の場や日中活動の場、在宅サービスを集中的に整備している。</p>	
今後の見通し	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、区市町村に順次地域移行促進員を配置していく。また、精神障害者の地域生活移行については、移行後の地域生活に関する総合支援体制を整備するため、平成21年度から地域活動支援センターに、専門支援員等の機能を付加し、地域移行後の精神障害者が安心して生活できる環境を整備する。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を新たに策定し、平成21年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ、地域生活支援型入所施設、計4、140人分の増設を図り、地域で自立して生活できる環境の整備を進めていく。</p>	
問い合わせ先	福祉保健局 障害者施策推進部 計画課	電話 03-5320-4142

